

インドの下位裁判所(II)

—— 裁判官の任命・昇任を中心にして ——

やす だ のよ ゆき
安 田 信 之

はじめに

- I 独立前のインドの裁判所制度
(以上、第18巻第5号)
- II 現行憲法下の下位裁判所
- III 下位裁判官の任命と昇任
(以上、本号)
- IV 下位裁判官をめぐる問題とその将来の方向
おわりに

II 現行憲法下の下位裁判所

1. 上位裁判所と下位裁判所

独立後、インドの裁判所制度は、1950年に施行された憲法により新たに設置された「最高裁判所」(Supreme Court of India)を頂点にして、各州に高等裁判所、その下に「従属裁判所」(Subordinate Courts)をおくにいたり、完結的なピラミッド構造を完成した^(注1)。

最高裁判所と高等裁判所という上位裁判所は、中央および州の立法府ならびに行政府とは独立した統治機関として、憲法上独立の章の中で詳細に規定されている^(注2)。

これらの裁判所は、憲法上「記録裁判所」(Courts of Record)とされ、「法廷侮辱」(Contempt of Court)の刑罰を科しうる裁判所としてイギリスの上位裁判所と同様の地位を有していると考えることができよう^(注3)。

この裁判所は、その裁判管轄については、一般に上訴裁判所とされるが^(注4)、以下のような事項

については原審管轄権を有する。

最高裁判所は、中央と州との間および州相互間の争いに関して原審管轄権を有し^(注5)、また第3編の基本権(Fundamental Rights)に規定された諸権利の侵害に対して、指示、命令または諸令状(writ)を発給することにより救済する権限が認められている^(注6)。

高等裁判所は、特定の法律に定められた諸事項について原審管轄権を有し、またその管轄地域内の基本権その他の諸事項に関して指示、命令および令状を発給する権限が与えられている^(注7)。

これらの裁判官の任命、罷免および待遇などについても、憲法は詳細な規定を置いており、その身分保障を強化している。

まず第1にかねらの任命権者は、州の高等裁判所の裁判官ですら、大統領とされており、その任命が司法権の独立を侵害しないように配慮されている^(注8)。またその任命資格についても規定がおかれ、これらの裁判官の質の維持について、考慮が払われている^(注9)。

第2に裁判官の罷免についても、定年による退任の他、その非行または無能力(misbehavior or incapacity)が証明され、これにもとづいて同一会期内に議会の両院議員総数の過半数をもって支持され、かつ、出席し投票を行なった議員の3分の2を超える多数をもって支持された場合にのみ、大統領が罷免することができる^(注10)。

第3にその俸給は憲法第2付則に定められており、手当 (allowance)、休暇 (leave) および年金などの諸特権および権利は、議会制定法により定められ、任命後はかれらの不利益になるような変更はなされることはない(注11)。

最後に各裁判所の職員 (officers and servants) の任命については、各裁判所首席裁判官またはかれの指名する裁判官の権限に属し、またこれらの職員の給料を含む行政費用 (administrative expence) は、中央または州の「統合基金」(Consolidated Fund) から支出されると規定され、裁判所の財政的独立が保障されている(注12)。

もっとも上位裁判所ならびに裁判官の地位および身分保障は、すでに1935年インド統治法においてその原型をかたちづくっており、インド憲法は、独立を契機に基本権の守護者としてその裁判管轄権の強化とともに、司法権の独立の強化という方向でこれを再編したものであった。

州レベルの下位裁判所に関しては、前節で述べたように、すでに独立前に民事については、各州において一定の相違があるが、(1)県裁判官裁判所、(2)下級裁判官裁判所、(3)ムンシフ裁判所という3級の裁判所がおかれていた。他方刑事についても、刑事訴訟法典にもとづいて、県裁判官が兼任するセッションズ裁判所の他に、県マジストレート裁判所、第1級マジストレート、第2級マジストレートと第3級マジストレート(注13)という各級のマジストレート裁判所が置かれていた。

下位裁判所をめぐる独立前の最大の問題点は、すでにみたように、刑事裁判官であるマジストレートが行政的には高裁の監督に服するものでなく、州の行政政府の監督下におかれていたことであった。県レベルのマジストレート職の頂点に位置する県マジストレートは、県の地稅官として州政

府および地区コミッショナーの監督のもとに一切の行政権能を掌握しており、また県内の治安および警察の最高責任者でもあった。もっとも、20世紀に入り、民族運動の影響により、県マジストレートの下の人種マジストレートについては司法と行政の分離が部分的に達成されつつあったといわれるが、これとともこの県マジストレートの監督に服していたのである。このような行政官が刑事裁判官を兼任するという制度は、民族運動の抑圧のためにはもっとも有効な制度であったことはいうまでもない。しかし独立後の近代国家の理念からすれば不合理なものといわなければならない。

したがって独立後の課題の一つは、行政官により担われてきたマジストレート裁判所を高裁を頂点とする司法裁判所のうちに統合することであった。これが憲法第4編、国家政策の指導原則中に「司法の行政からの分離」に関する規定を設けた理由である(注14)。もっともこの課題は、このための人員増にとり兼ねる経費の増加を理由として、実施は遅れたが、現在各州において、マジストレートを司法と行政に分離し(注15)、司法マジストレートを高裁の行政監督のもとに服せしめるなどの方法により達成されつつある。この方法は、具体的には各州により相違はあるが、一般にこれまで県マジストレートが有していた裁判管轄権を「首席司法マジストレート」(Chief Judicial Magistrate)という新しい職を設けて分離し、これを一般に下級裁判官クラスの司法職として再編成し、またこれまで一般に郡マジストレート (Subdivisional Magistrate) が行使していた第1級および第2級マジストレートの裁判官管轄権を「司法マジストレート」(Judicial Magistrate)として、ムンシフ・レベルの司法職として位置づけているといえよう(注16)。

したがって、現在の下位裁判所をその裁判官の

クラスの順に整理すれば、(1)県裁判所＝セッションズ裁判所、(2)下級裁判官裁判所＝セッションズ裁判官補裁判所＝首席マジストレート裁判所および(3)ムンシフ裁判所＝第1級および第2級司法マジストレート裁判所という3級の刑事・民事の裁判所が置かれているといえる(注17)。

これらの下位裁判所の裁判官については、現行憲法は、第6編「州」(States)の第5章「州における高等裁判所」に続く第6章に「従属裁判所」(Subordinate Courts)として合計6条の規定を設けているが、その任命に関する諸規定は、1935年インド統治法とほぼ同じである。

県裁判官についてみると、州知事が各高裁と協議したうえで、これを任命または昇任せしめる。この任命のための資格要件は、(1)中央または州の公務に就いていること、(2)7年以上の弁護士経験を有していることであり、後者の場合には高裁の推せんを条件とする。この規定は1935年法第254条とほぼ同じといつてよい。ただ同法が州または中央の公務に就いているものとして含意している者は、主として高等文官を中心とする官僚であったし、また現実にも高等文官職がその大多数を占めていた。しかし独立とともにこの職は廃止され、新たに設けられた「インド行政職」(Indian Administrative Service) (注18)は、文字通り行政職であって、裁判官に任命されえないものとされている。これも「司法の行政からの分離」の一つの必然的な結果であったといえよう。

独立の時点で、この文官職裁判官の廃止による県裁判官の不足をいかなる方法により補充しようと構想されたのかは、筆者には明らかでないが、少なくとも二つの方法があったと考えられる。

第1は、この県裁判官に経験豊かな弁護士を任命する方法であった。この方法はすでにみたよう

に1900年に入り、とくにインド人側より強く主張されており、独立前においても部分的にはあるが実現されていた。この方法が徹底されれば、イギリス型の法曹一元制度はこのレベルにおいても実現される可能性があった。

しかし現実には第2の方法が採用されたといえる。すなわちこれまで高等文官職の下位に位置していた「州公務員職」(Provincial Civil Service)に属する下級裁判官からの昇任を主とする方法である。独立後、このクラスの裁判官を任命するために設けられた各州の「上級司法職」(Higher Judicial Service)の任命に関する規則からみても、また後にみるように現実の運用からみても、下級の裁判官からの昇任が多数を占めており、弁護士からの任命は補完的な地位を占めるにすぎない。

つぎに県裁判官以外の裁判官(下級裁判官およびムンシフ)の任命に関しては、憲法第234条に規定されている。

同条によると、これらの裁判官は、州知事によって、州公務委員会(State Public Service Commission)および高裁との協議の後に、知事が制定した規則にもとづいて任命される。この規定も1935年インド統治法第255条の規定に非常に類似している。

これらの裁判官とは、具体的には下級裁判官およびムンシフであり、植民地時代からインド人が任命された裁判官職であった。かれらはすでにみたように1892年以降、「州公務員職(司法)」として、州公務員とされていた。独立前より下級裁判官はムンシフから昇任することとされていたようであり、この条の裁判官の任命とは、具体的にはムンシフ・クラスの最下位の裁判官の任命を意味する。

したがって県裁判官、下級裁判官およびムンシフという下位裁判所裁判官は、上位裁判所裁判官とは異なり、州知事により任命される、「州公務

員」であって、一般に、ムンシフから県裁判官へと昇任のルートにより結合されている官僚型裁判官である。

しかし性質上一般の公務員とはいくつかの点で異なった取扱いがなされている。

懲戒については、罷免は形式上は任命権者である知事に属するが、実際には、高裁が、一定の調査・審問手続にもとづいてなした報告にもとづいてのみなされるのであって、これにもとづかない罷免は無効である。罷免以外の懲戒処分は高裁の権限に属する^(注19)。

また憲法の規定によれば、県裁判官以外の裁判官の職の配置 (posting) および昇任 (具体的にはムンシフから下級裁判官への昇任) および休暇の許可については高裁の権限に属するものとし、県裁判官の任命、昇任、および職の配置については州知事の権限に属するものとされているが^(注20)、後者の場合にも知事は高裁と協議するものとしており、実際には高裁が決定しているといわれる。

このように下位裁判官は、その身分および地位について、高裁の広汎な監督に服しており^(注21)、この限りでその独立性が保障されているのである^(注22)。

以上の叙述によって、上位裁判所裁判官と下位裁判所裁判官の間には、憲法上かなりの相違のあることが知られるであろう。

2. 下位裁判所の裁判管轄権

下位裁判所の裁判管轄権に関しては、独立前から、刑事については刑事訴訟法典、民事については各州の民事裁判所法および種々の制定法に規定されている。したがって刑事については全国的に統一されているといえるが、民事については州により若干の相違がある。

以下前節で述べた各級の裁判官にしたがって、

各級の裁判所の裁判管轄権について概観するが、高裁は、各法律にしたがい上訴管轄権を行使することができることは当然として、これら下位裁判所の訴訟手続に問題があるときにはいつでもこれに干渉することができるということは注意を要する^(注23)。

(1) ムンシフ (Munsiff)・司法マジストレート (Judicial Magistrate) ^(注24)

ムンシフは、パンチャーヤト裁判所^(注25)を除けば、州における最下級の民事裁判官である。マデイヤ・プラデーシュ、パンジャブ、グジャラート、マハーラーシュトラでは、この職名はなく、下級裁判官とともに「民事裁判官」(Civil Judge)を構成しており、ムンシフ・クラスの裁判官は、「民事裁判官 (下級)」(Civil Judge <Junior>)と呼ばれている。

かれは、当然に原審管轄権を有するのみであり、その係争額も限定されている。この上限は、ラージャスタン、タミル・ナード、アーンドラ・プラデーシュおよびケーララでは5000ルピー、U. P., 西ベンガルおよびオリッサでは2000ルピー^(注26)、カルナータカでは、1万ルピー以下とされている。

州政府は、ムンシフに対して少額訴訟裁判所裁判官の権限を与えることができる。かれは、この裁判官として、法律に定める係争額の上限にいたるまでの訴訟の他、この裁判官の管轄ができる事項について、簡易手続によって裁判をなすことができる。

また県裁判官、および下級裁判官は、一定事件をムンシフに移送することができる^(注27)。

司法と行政の分離の結果として、このクラスの裁判官が、刑事裁判官である司法マジストレートに任命されている^(注28)。都市部では、ムンシフと司法マジストレートは分化されているが、地方で

は、ムンシフ兼司法マジストレートとして民事・刑事の両種の事件を取扱っているといわれる。この司法マジストレートは、1973年の刑事訴訟法典によれば第1級司法マジストレートの場合、3年以下の拘禁、5000ルピー以下の罰金またはその併科を、第2級司法マジストレートの場合、1年以下の拘禁、1000ルピー以下の罰金またはその併科を科することができる。

(2) 下級裁判官 (Sub-ordinate Judge)・セッションズ裁判官補 (Assistant Sessions Judge)・首席司法マジストレート (Chief Judicial Magistrate) 下級裁判官という名称は、現在では、パンジャール、デリー、ケーララ、タミル・ナードで使われており、他の州では、「民事裁判官」(Civil Judge)または「民事裁判官 (上級)」(Civil Judge <Senior>) と呼称されている。

この裁判官は、民事の裁判官であり、特定の法律に別段の定めのある場合を除き、係争額に関係なく、管轄地域内の一切の事件について管轄権を有する。

上訴管轄については、下級裁判官は、県裁判官が付託する場合、ムンシフからの上訴を審理することができる。

また州政府は、この裁判官を少額訴訟裁判所裁判官に任命することができる^(注29)。

刑事に関しては、一般に、この裁判官は刑事訴訟法典に定めるセッションズ裁判官補 (Assistant Sessions Judge) に任命されている。かれは、この裁判官として、同法典の規定にしたがって、死刑、終身刑または10年をこえる拘禁の判決を除く一切の刑罰を科することができる^(注30)。この民事裁判官とセッションズ裁判官補は筆者の知る限り兼任されている。また一般に、このクラスの裁判官のシニアが首席司法マジストレートまたは副首席司

法マジストレート (Additional Chief Judicial Magistrate) に任命されている。この場合には兼任の例はみられない。この刑事裁判官は、死刑、終身刑または7年をこえる拘禁を除く一切の刑罰を科することができる^(注31)。

(3) 県裁判官・セッションズ裁判官 (District and Sessions Judge)

県裁判官は、県レベルの司法の中枢であり、県内の司法行政の責任者であって、それ以下の裁判官の活動を監督し、定期的に高裁に対して報告する他、下級裁判官や、ムンシフの職の配置および昇任についても大きな影響力をもつといわれる。

判事としては、県裁判官は民事裁判官であり、法律に別段の規定のある場合を除き、一切の事件について原審管轄権を有する。またこの裁判所に原審管轄権を与えている法律も多い^(注32)。

県裁判官はムンシフおよび下級裁判官の判決について上訴管轄権を有している。その上限は、州によって異なるが、1～2万ルピーとされている。したがって下級裁判官のこれ以上の係争額に関する事件の判決の上訴は高裁に対してなされる。

刑事に関しては、この裁判官は、同時にセッションズ裁判官として死刑については高裁の確認を要する他は、一切の刑罰を科する権限が与えられている^(注33)。またかれは、セッションズ裁判官および各級のマジストレートの判決が7年以下の拘禁の刑にあたる場合、その事件について上訴管轄権を有する^(注34)。それ以上については、直接高裁に対して上訴される。

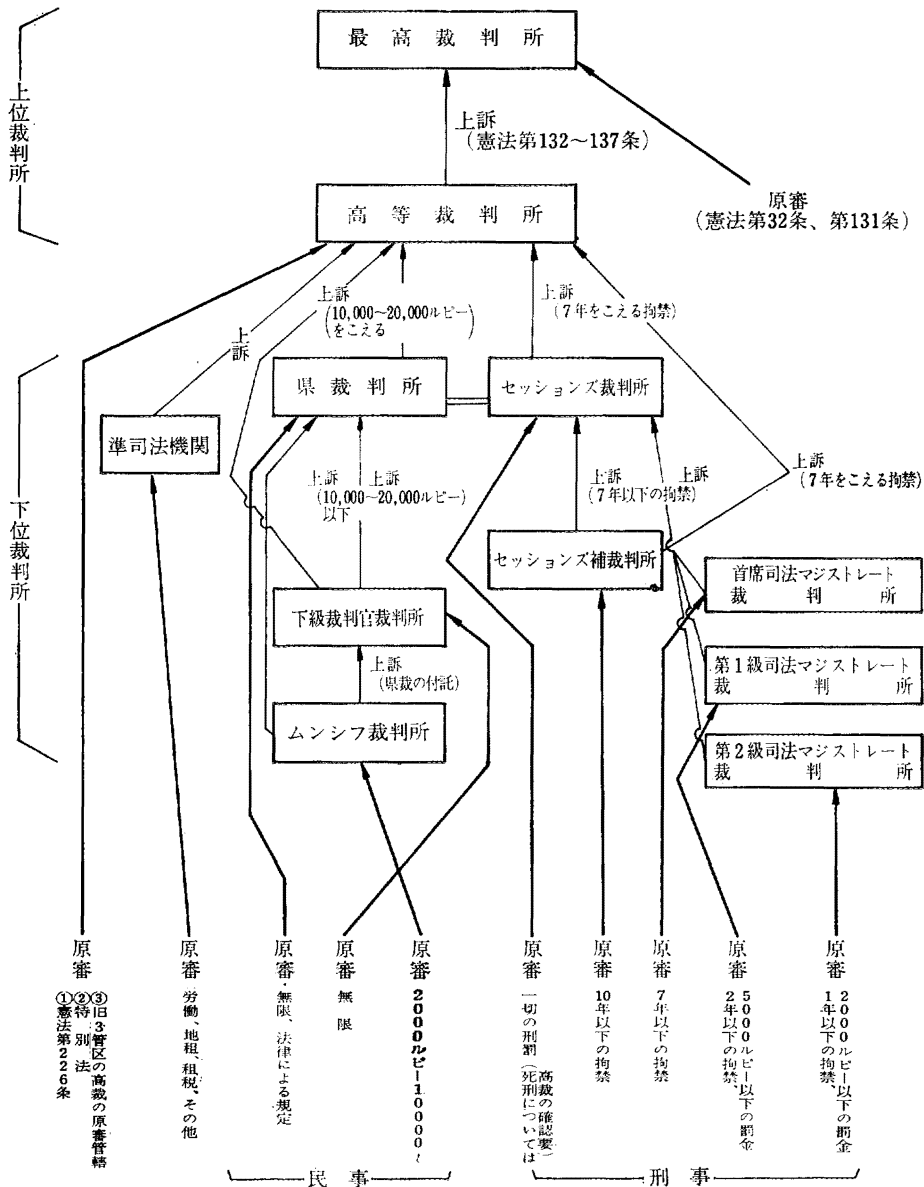
この県・セッションズ裁判官を補佐する目的で、副県・セッションズ裁判官 (Additional District and Sessions Judge) がおかれる場合がある。かれは司法行政には関与しないが、判事としては、県・セッションズ裁判官と同一の権限を有する。

また現在U.P. およびマハーラーシュトラ、グジャラートにおいて民事・セッションズ裁判官 (Civil & Sessions Judge), 裁判官補・副セッションズで裁判官 (Assistant Judge & Additional Sessions Judge) という職名がみられる。かれは県裁判官と下級裁判官の中間に位置するものであり、刑事に

ついてはセッションズ裁判官であって、民事に関しては、U.P. の場合は民事裁判官 (下級裁判官と同格) であり、マハーラーシュトラとグジャラートの場合は、1万5000ルピーまでの係争事件について原審管轄権を有する。

(4) その他の裁判所

第3図 インドの司法制度の概略 (現行)



以上に述べた裁判官でだいたい州レベルの下位裁判官は網羅されるが、その他特殊な裁判所をあげれば以下のとおりである。

カルカッタ、ボンベイ、およびマドラスには、前節で述べた歴史的経緯から、以上述べた裁判所とは異なった裁判組織を現在も維持している。

第1に市民裁判所 (City Civil Court) がある。3管区都市内の事件については、1773年の最高法院の設置の時から、最高法院のちには高裁の原審部が原審管轄権を有していたことはすでに述べたとおりである。しかしこの場合、高裁は管区都市少額訴訟裁判所の管轄権をこえる一切の事件を管轄しなければならず、またその訴訟費用も非常に高いものであった。この問題を解決するために設置されたのがこの裁判所であり、マドラスでは1892年、ボンベイでは1948年、カルカッタでは1957年に設置された^(注35)。この裁判所は、首席裁判官と数人の裁判官により構成され、マドラスでは、一般に2万ルピー以下^(注36)、ボンベイでは2万5000ルピー以下、カルカッタでは1万ルピー以下の民事事件について管轄権を有している^(注37)。この裁判所の裁判官はすべて県裁判官レベルの者が任命される^(注38)。

次に管区都市少額訴訟裁判所は、先に述べた州の一般の少額訴訟裁判所に比べて、管轄権も大きく、その係争額の上限も2000ルピーであり、これは当事者が同意する場合1万ルピーまで引上げられる。この裁判官については、首席裁判官には県裁判官クラスが任命されるが、一般の裁判官には下級裁判官クラスの者が任命されている。

刑事に関しては、首席管区都市マジストレート、(Chief Presidency Magistrate)、管区都市マジストレートがおかれていたが、現在では、刑事訴訟法典上、かれらはそれぞれ首席大都市マジストレート

(Chief Metropolitan Magistrate)、大都市マジストレートとみなされており^(注39)、裁判管轄に関しては、それぞれ、首席司法マジストレート、第1級司法マジストレートと同一である^(注40)。これらには、各々県裁判官クラスおよび下級裁判官クラスの裁判官が任命されている。

最後に、これは裁判所とはいえないが準司法機関についても触れる必要がある。現在中央および州レベルで、労働、租税、公務員の懲戒、土地改革および選挙などについて審判所 (Tribunal) または委員会 (Committee) が設けられている。これらの機関には、現職のあるいは退官した下位裁判官が審判官や委員として参加している^(注41)。

したがって、現在の州レベルの司法制度を裁判管轄の面から国示すれば、第3図のようになる。

(注1) 枢密院への上訴は、1948年「連邦裁判所(管轄権限拡張)法」(Federal Court <Enlargement of Jurisdiction> Act)により制限され、1949年「枢密院管轄権廃止法」(Abolition of Privy Council Jurisdiction Act)により廃止された。

(注2) 最高裁に関しては、第5編第4章「連邦司法」(Union Judiciary)中に計23条の規定を、高裁に関しては、第6編第5章に「州における高等裁判所」として計23条の規定が設けられている。なお最高裁と高裁は、制度上は独立した存在であり、最高裁は高裁の判決に対して上訴管轄をもつが、何らの行政上の監督権ももたない。最高裁は、わが国のように強大な事務総局ももたず、その事務責任者ともいべきレジストラ (Registrar)には、州の県裁判官レベルの裁判官が派遣されて、任命されているようであり、その事務部門も高裁に比べて大きいとはいえない。

(注3) 憲法第129条および第215条。なおここで上位裁判所と下位裁判所という語について付言すると、両者はそれぞれ Superior Courts と Inferior Courts の訳語である。筆者は田中英夫氏の訳を採用した。その理由については、田中英夫『英米の司法——裁判所・法律家』東大出版会 1973年 5ページの脚注を参照のこと。内田力蔵氏は、それぞれ上級裁判所と下級裁判所という訳語をあてておられる。イギリスにお

ける両裁判所の相違については、上掲書のほか、内田力蔵「イギリスにおける裁判官の任命と政治との関係について——『上級裁判所』と『下級裁判所』の区別——I, II, III……」(『国学院法学』第8巻第2号、第4号および第9巻第3号 1971~72年)および同「ヘンリー・セシル著『イギリスの裁判官』(1970)上、中、下(I)」(『国学院法学』第10巻第2号、第4号、第11巻第2号、1972~73年)などを参照のこと。

(注4) 最高裁に関しては憲法第132~137条。高裁については、第227条により一切の下位裁判所の判決に対して上訴管轄権を有する。なお憲法(第42次)改正法(The Constitution <42nd Amendment> Act)第40条を参照のこと。(この改正は1976年末議会を通過した。その後大統領および各州の承認も終え発効しているといわれる。しかし本年3月の総選挙後4月に新政府はこの改正法を撤回する法案を準備しているといわれる。本稿では両院通過段階の法案(Bill)によっている。以下同様。)

(注5) 憲法第131条。

(注6) 憲法第32条。この規定ゆえに最高裁は基本権の守護者とよばれるのである。この問題に関しては非常に多くの著作がある。もっとも今回の改正により最高裁の違憲立法審査権は厳しく制限されている。(憲法<第42次改正>法第6条および第24条)。

(注7) 憲法第226条。なお最高裁および高裁の令状請求訴訟(writ petition)については佐藤宏「インド憲法における人権保障制度——令状請求訴訟(writ petition)の分析——」(大内穂編『インド憲法の制定と運用』アジア経済研究所 1977年)参照のこと。もっとも高裁のこの権限も今回の改正により著しく限定されたものとなっている。(憲法<第42次改正>法、第38条および第39条)。この他に管区都市高裁およびグジャラート高裁は、その沿革から市内の一定の民事事件について原審管轄権を有しており、またカンミールとデリーの各高裁も一定額以上の事件について原審管轄権を有している。

(注8) 憲法第124条および第217条。

(注9) 資格要件は、最高裁判官の場合、(1)5年以上高裁の裁判官であった者、(2)10年以上高裁弁護士であった者、(3)優れた法学者(distinguished jurist)とされ(第124条第131項)、高裁の場合には、(1)10年以上司法職についていた者、(2)10年以上高裁弁護士であった者とされている(第217条、第(2)項)。

(注10) 第124条(4)、(5)および第218条。

(注11) 第125条および第221条。各裁判官の俸給は、月額で、最高裁首席裁判官5000ルピー、裁判官4000ルピー、高裁の首席裁判官4000ルピー、裁判官3500ルピーである。

(注12) 第125条、第134条、第221条および第229条。

(注13) 1973年の新刑事訴訟法典は第3級マジストレートを廃止している。

(注14) 憲法第50条。

(注15) この問題については、1950年代より、各州政府から報告書が提出されているが、1950年代末の状況については、Law Commission of India, *14th Report: Reform of Judicial Administration*, New Delhi, The Manager of Publication, Vol. 2, pp. 850-863. が便利である。

(注16) 1973年の刑事訴訟法典は、この前提に立って、高裁以下の刑罰を科しうる刑事裁判所を、セッションズ裁判所、セッションズ補裁判所、首席司法マジストレート裁判所、第1級司法マジストレート裁判所および第2級司法マジストレート裁判所としている。(Code of Criminal Procedure, S. 28)

(注17) この分類は、下位裁判官のクラスに注目して並べたものであり、県裁判官とセッションズ裁判官の場合を除いて、必ずしもすべて兼任されているわけではない。とくに下級裁判官と首席司法マジストレートの兼任の例はみあたらない。いずれも訴訟法上は全く別個の裁判所である。

(注18) インド行政職については、Bhambri, C. P., *Administrators in a Changing Society*, Delhi, National, 1972がある。また森利一、落合淳隆『インドの開発行政』アジア経済研究所 1974年、の第1章と第3章の森論文を参照のこと。

(注19) Basu, D. D., *Commentary on the Constitution of India*, 5th ed., Calcutta, S. C. Sarkar & Sons, Vol. 4, 1968, pp. 32-33. 詳しくは、Ejaz, Ahmad, *Service Law in India*, New Delhi, Ashoka Law House, 1973, pp. 363-382; Dayal, Rameshwar, "Remedies, Administrative and Judicial, Relating to Administrative Functions of High Court," *Journal of Indian Law Institute*, Vol. 4 (1962), pp. 536-551.

(注20) 憲法第233条および第235条。

(注21) 高裁の下位裁判所に関する監督について

は(注19)の文献のほか Law Commission of India, *14th Report*:, pp. 230-251.

(注22) Basu, *op. cit.*, p. 32. したがってわが国で最近話題となった鬼頭裁判官補事件がインドで生じた場合を想定すれば、かれが県裁判官と同格と考えてみた場合、国会の弾劾裁判所による罷免手続は要求されず、高裁の適式な調査、勧告にしたがい、知事がこれをなしうる。しかしもしかれが高裁裁判官であるとするとなが国の罷免手続よりははるかに厳しい前述の議会の罷免決議が要求される。もっともかれの場合および数年前の宮本裁判官補の再任拒否のような事例については、インドでは、かれらは高裁に対して第226条にもとづく救済を求めうる事が、少なくとも今回の改正まで可能であった。改正後は新しく設置されるであろう「審判所」(Tribunal)に救済を求めうるかどうかは不明である。(憲法<第42次改正>法, 第46条)。

(注23) もっとも今回の憲法改正によりこの点も大幅に制限され、高裁は上訴管轄を行使しうるのみとなったようである。(憲法<第42次改正>法, 第46条)。

(注24) 以下の各裁判官の管轄権に関する記述は、1973年にこの問題を検討していた Indian Law Institute の Kusum Varma 氏の未発表の草稿および氏からのヒアリングにその大部分を負っている。その後の変化は定かではないが、大きな変化はないものと考えられる。

(注25) パンチャーヤト裁判所については、Law Commission of India, *14th Report*:, pp. 874-925 参照。

(注26) 州政府は、一定期間以上ムンシフを務める裁判官に対しては、その管轄権を1万ルピーまで引上げることができる。

(注27) U.P., 西ベンガル, アッサムおよびオリッサでは、県裁判官は、インド相続法(Indian Succession Act) そのほかの法律手続をムンシフに移送でき、ラージャスタンでは、下級裁判官は自己の管轄地域内の5000ルピー以下の係争額の事件をムンシフに移送できるとされている。

(注28) Code of Criminal Procedure 1973 (以下 Cr. P. C. と略す), S. 29(2), (3), 調査時点では、とくに南インドの各州では、規則上「郡マジストレート」(Sub-Divisional Magistrate) という語が使用されていたが、これは司法と行政の未分離の影響であり、現在では、司法マジストレートと同じと考えてよい。

(注29) その係争額の上限は、ケーララ、およびラージャスタンでは、500ルピー、カルナータカ、アーンドラ・プラデーシュ、パンジャブおよびタミル・ナードでは2000ルピーと定められている。

(注30) Cr. P. C., S. 28 (3).

(注31) Cr. P. C., S. 29 (1).

(注32) このような法律として Indian Succession Act, 1925; Land Acquisition Act, 1894; Indian Lunacy Act, 1912; Guardians and Wards Act, 1890; Provincial Insolvency Act, 1920; Indian Divorce Act, 1869; Special Marriage Act, 1954; Hindu Marriage Act, 1955などがあるといわれる。なお会社法などについての争いは高裁が原審裁判所としてあり、各種の審判所(Tribunal)の決定も直接高裁に上訴される。

(注33) Cr. P. C., S. 28 (2).

(注34) Cr. P. C., S. 374 (2), (3).

(注35) この市民事裁判所については、高裁の原審管轄権の問題とともに、Law Commission of India, *14th Report*:, pp. 112-128. を参照のこと。

(注36) 州政府は、必要と考える場合、5万ルピーまで引上げることができる。1974年、マドラスの市民事裁判所で5万ルピーの係争額の事件が争われていたのを見学したことがある。

(注37) 法律委員会は、一般市民に対して安価な訴訟費用をもって正義を享受せしめるというこの裁判所の設置目的から、1万ルピー以下の事件に限定すべきであると勧告している。Law Commission of India, *14th Report*:, pp. 126, 128.

(注38) 法律委員会第14次報告書はマドラス市民事裁判所の首席裁判官以外の裁判官は「州司法職」であると述べている(Law Commission of India, *14th Report*:, p. 117) が、現在は上級司法職の裁判官が任命されている。

(注39) Cr. P. C., S. 3(2). この首席大都市マジストレートおよび大都市マジストレートは、人口100万人以上の都市であって、州政府が高裁と協議のうえ公告により指定する地域について置かれる。(Cr. P. C., S. 16). 大都市の特有の犯罪に対処することを目的としている。Law Commission of India, *41st Report: Amendment of Code of Criminal Procedure, New Delhi, 1969*, p. 17.

(注40) Cr. P. C., S. 29(4).

(注41) 準司法機関の問題については、Singh, M. M., *Justice by Tribunal*, New Delhi, World Press, 1973がある。また下山英二「インド憲法下における地租行政と地租裁判所—Maharashtra Land Revenue Code を中心にして」(大内編 前掲書)。これら準司法機関の決定については、高裁が管轄権を有していたが現在これは微妙である(憲法<第42次改正>法第40条および第46条参照)。

III 下位裁判官の任命と昇任^(注1)

1. 「州司法職」の任命の型

これまでみてきたように、「州司法職」(State Judicial Service)とは、憲法第234条にいう県裁判官以外の裁判官のことであり、具体的には下級裁判官およびムンシフ・クラスの裁判官を指す。この規定にもとづき、各州でかれらの任命のための規則が設けられているが^(注2)、これらの規則は、最下級の裁判官であるムンシフ・クラスの裁判官の任命については一般に州公務委員会がこの選考を主催し、これにもとづき知事が任命するということ、および下級裁判官への昇任については高裁の権限に属するということについては、だいたい各州で共通点がみられる。しかしこの任命については、いくつかの相異がみられ、一応、これを大きく(1)北インド型、(2)ボンベイ型、および(3)南インド型の類型に分類することができよう。

(1) 北インド型

ビハール、オリッサ、ヒマーチャル・プラデーシュ、ラージャスタン、パンジャーブ、ハリヤーナー、チャンディガル、U. P. およびデリーがこの範疇に属する。

これらの州の特徴は、その任命について必ずしも弁護士経験を要求しておらず、州公務委員会的主催する競争試験にもとづいて任命されるということである。

以下、U. P. およびデリーの規則を中心に検討してみよう。

受験のための資格要件は、第1にインド国民であることは当然として、デリー以外の地域では州内に一定期間居住していることを要求している場合がある。U. P. の場合5年以上の居住を要件としている。このような要件がなくとも、現実に試験課目に州公用語が含まれている結果、州内の出身者が圧倒的であるといわれている。

第2の資格要件は、大学の法学部または法科大学(Law College)の法学士号を取得していることである^(注3)。他の型の州のように弁護士経験は必ずしも要求されていない。デリーの場合「1961年弁護士法にもとづき弁護士として活動している者または弁護士として認められる資格を有している者」と規定されているが、同弁護士法では、「インド弁護士会(Bar Council of India)により認められた大学の法学士は弁護士」として登録される(enroll)資格を有するのであるから^(注4)、これらの大学または法科大学の法学士であればよいことになる。U. P. では端的に「知事がこの目的で認める大学の法学士」としている。

第3に、年齢制限については、これらの州では弁護士経験を要求していない結果他の州に比べて若干低くなっており、21~32歳とされている^(注5)。一般に他の公務員職と同じく指定カーストと指定種族に対しては、この年齢制限の引上げや、一定数の職が留保されている。

採用試験は、デリーを除き州公務委員会が主催する。ほとんどの州で、この試験は筆記・口述の2段階に分かれている。U. P. を例にとれば、筆記試験の課目は、一般教養として、(1)エッセイ(英語論文)、(2)州公用語(ヒンディ・英訳、英・ヒンディ訳、文法)、専門課目として、(1)法律1: 実体法

——パートナーシップ法, 契約法, 不法行為, 財産譲渡法(衡平法を含む), 信託および特定救済 (special relief) に関する衡平法, ヒンドゥー法, ムスリム法, (2)法律2: 手続法——証拠法, 刑事・民事訴訟法とされている(注6)。この採点については, うえの法律2 課目が850点中600点を占めている。

この筆記試験の後, 口述試験が行なわれるが, ここでは司法職としての適格性が問われ, 専門的知識よりも一般的能力の評価に重点がおかれる。この口述試験の点数は 150 点を満点としており, これが先の筆記試験の点数に加算される。

この試験の成績順に公務委員会はリストを作成し, これに採用に関する適否を付して, 州知事に提出する。それと同時に身体検査が行なわれる。知事はこのリストを受けると州高裁に勧告を求め, その意見を参考にして, そのリストの最上位

の者からその能力を考えて, 任命の選考を行なう。そして欠員のあり次第このように選考された者がその職に任命されるのである。

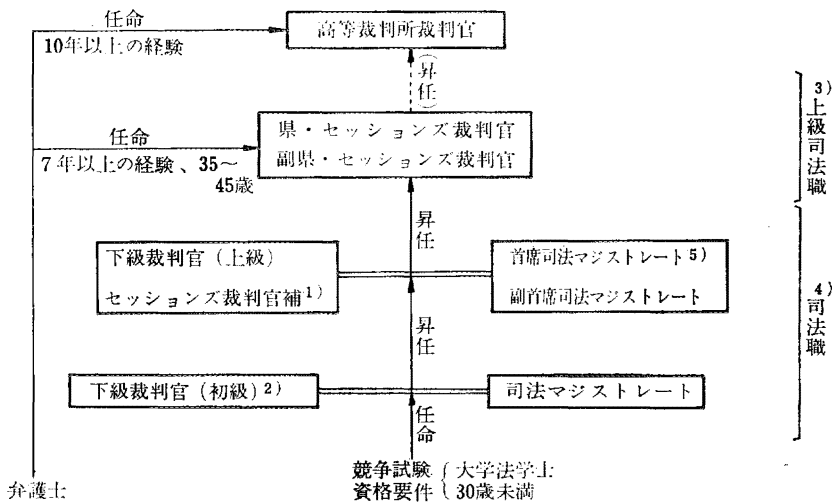
このように, U. P. の場合は, 規則上, ほとんどの選考手続は公務委員会が主催し, 高裁は, 最終の段階でその選考に参加するにすぎない。

しかしデリーの場合には, これらの筆記試験は高裁がなすものとされ, 口述試験についても高裁の代表者が支配的である「選抜委員会」(Selection Committee)(注7) がなすものとされ, 高裁の発言力が非常に大きいように思われる。

いずれの州の場合でも, 州知事の任命後一般に2年間は試備期間とされる, この期間を無事に務めてはじめて完全な意味での州司法職の公務員としての地位を得るのである。

このように北インド型の規則では, 第1に弁護

第4図 北インド型の下位裁判官の任命と昇任(デリーの例)



(注) 1) この他下級裁判官(上級)が任命される少額訴訟裁判所裁判官, 下級裁判官(初級)のシニア(任命後約5年)が任命される借地借家統制官(Rent Controller)がある。

2) デリーの場合, ムンシフという語の代わりに, 下級裁判官(初級)とされている。

3) U. P. の場合は上級司法職の最下位に, 民事・セッションズ裁判官がおかれている。

4) 西ベンガルの場合, 州司法職の任命について, 半数を高裁が弁護士中から任命するとされている点で異なる。

5) 首席司法マジストレートは, 西ベンガル, オリッサなどでは上級司法職に属している。もっともデリーの場合にも1973年の刑事訴訟法典により, この職は, 「首席大都市マジストレート」とされ, 上級司法職の裁判官が任命されていると推測される。

士経験を要求せず、第2にその結果として厳格な競争試験により任命するという点に特徴がある。もっとも、第1に関しては、受験者の多くは、大学の卒業後弁護士あるいはその他の法律関係職に勤めている者であるといわれる^(注8)。

なお、この型とボンベイ型の間には西ベンガルの制度が位置しよう。同州においては、州司法職の欠員の50%は北インド型の諸州とほぼ同一の資格要件をもって州公務委員会の行なう競争試験(試験課目もほぼ同様)により選抜されるが、残りの50%については、州公務委員会は発言力を有せず、高裁が3年以上の弁護士経験を有する者の中から推薦し、これにもとづいて知事が任命するものとされている。

またジャンム・カシミールでは司法職任命について2年以上の弁護士経験を要求しているが、その任命手続は北インド型の諸州と同じである。

この北インド型の下位裁判官の任命・昇任のチャートを作成すれば第4図のとおりである。

(2) ボンベイ型

マハーラーシュトラ、グジャラートの2州がこの型に属する。この両州は歴史的経緯からその規則はほぼ同じである。以下マハーラーシュトラ州を中心に述べよう。

これらの州では、他州と異なり、司法職と上級司法職という2規則を有しておらず、同一規則中に「下級職」(Junior Branch)と「高級職」(Senior Branch)の2職を分類し、さらにこの「下級職」を「第1級」(Class I)と「第2級」(Class II)に再分類している。この下級職第1級とは、下級裁判官クラスの裁判官職であり、(1)ボンベイ以外の少額訴訟裁判所裁判官、(2)民事裁判官(上級)、および(3)ボンベイ少額訴訟裁判所裁判官および管区マジストレートからなっており、下級職第2級は、

ムンシフに相当する民事裁判官(下級)および第1級司法マジストレートにより構成されている。

この下級職第2級の裁判官の任命は、(1)弁護士中からの指名(nomination)、(2)退官民事裁判官(初級)の裁判官の再任、(3)その他の公務員からの指名の3者に分かれるが、現実には(1)の方法が圧倒的であるといわれる。この任命方法は、少なくとも3年以上の弁護士経験を有する者から、州知事が州公務委員会と協議して任命する。この場合州公務委員会は、候補者と面接して選考する。ほかの州のように厳格な試験は行なわれない^(注9)。この面接試験には高裁の代表者が参加するが、かれは公務委員会を専門の見地から助力するがその決定に際して投票権はない^(注10)。年齢制限は、21~35歳とされる。またこの受験者は、市民裁判所首席裁判官、少額訴訟裁判所首席裁判官、首席管区マジストレートまたは県裁判官というボンベイ市または県の司法の責任者から、英語およびマラティー語(グジャラート州の場合はグジャラーティー語)の能力に関する証明書を取得しなければならない。任命後2年間の試傭期間がある。

下級裁判官クラスの裁判官職である下級職第1級裁判官のうち、ボンベイ市以外の地に配属されるボンベイ以外の少額訴訟裁判所裁判官および民事裁判官(上級)の裁判官は、ほかの州と同じく、民事裁判官(下級)から高裁が昇任せしめるが、ボンベイ市内で活動するボンベイ少額訴訟裁判所裁判官および管区マジストレートの任命方法は若干異なる。かれらの半数は一般の民事裁判官(上級)、民事裁判官(下級)および第1級司法マジストレートから高裁が昇任により任命するが、残りの半数は、州公務委員会が、これらの者に加えて5年以上の経験を有する弁護士中から面接試験により指名し、これにもとづいて知事が任命す

る^(注11)。この場合も高裁の代表者が面接に参加するが、投票権は有しない。この指名にもとづく任命については年齢制限は45歳とされている。弁護士から指名により任命された者は通常1年間の試備期間に服する。

以上述べたように、この型の特徴は、(1)すべての任命にわたって弁護士経験を要求していることと、(2)かつてのムファッサル地域と都市部（ボンベイ、アーメダバード）を区別し、後者に関しては下級裁判官クラスの裁判官にも直接任命の道を開いていること、(3)筆記試験は行なわれず州公務委員

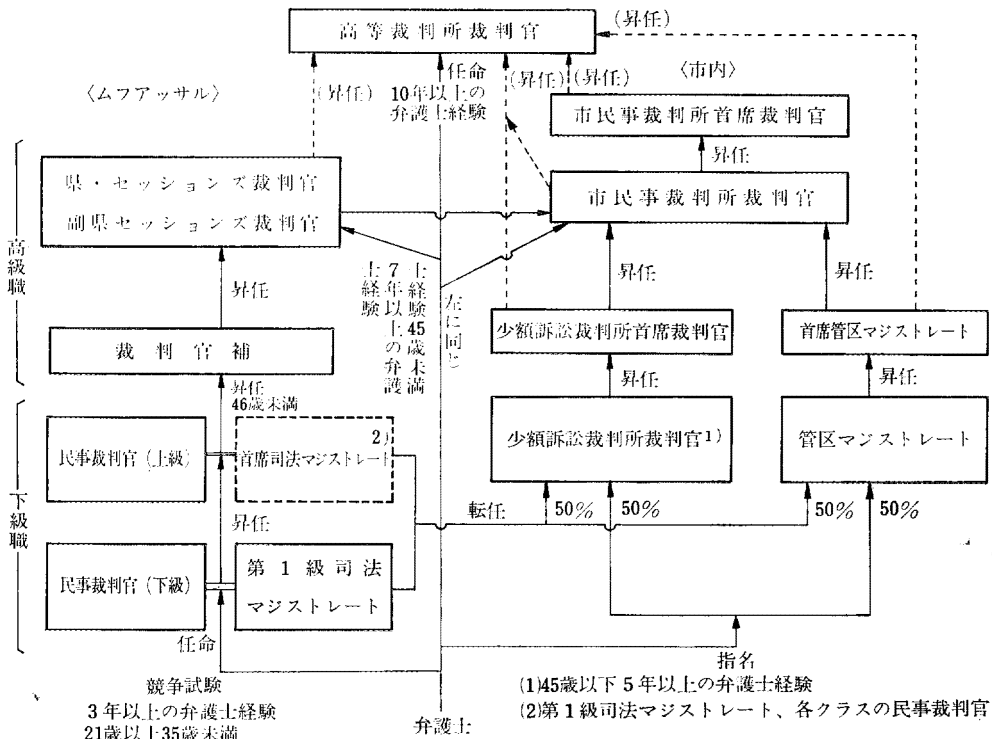
会の行なう面接試験だけで任命されることである。

カルナータカの場合は、両州のように都市に関する特例はなく、一律に4年以上の弁護士経験を有する他は、北インドの諸州と同じく公務委員会が行なう筆記試験を含む競争試験にもとづき知事が任命し、またムンシフから下級裁判官への昇任は高裁の権限に属する。

マハーラーシュトラの下位裁判官の任命・昇任のチャートは第5図のとおりである。

(3) 南インド型

第5図 ボンベイ型の下位裁判官の任命と昇任（マハーラーシュトラの例）



(注) 1) 州公務委員会が行なう。グジャラート州の場合には、少額訴訟裁判所裁判官についてはこのほかに高裁による弁護士からの直接任命の方法が認められており、各々の方法により3分の2ずつが任命される。
 2) マハーラーシュトラ、グジャラート両州の規則中には、首席司法マジストレートは存在しない。新刑事訴訟法典成立前に行なった司法当局者との面接では、民事裁判官（上級）と同格のマジストレートとして Sub-Divisional Magistrate がおかれていたが、新刑事訴訟法典中の首席司法マジストレートに相当するのであろうと推測される。

タミル・ナード、アーンドラ・プラデーシュ、ケララおよびゴアがこの型に属する。

これらの州の制度は、一般の経験を有する弁護士からの公募のほか、裁判所の事務官やそのほかの州下級公務員からの転任による採用を認めている点でほかの型とは区別される。

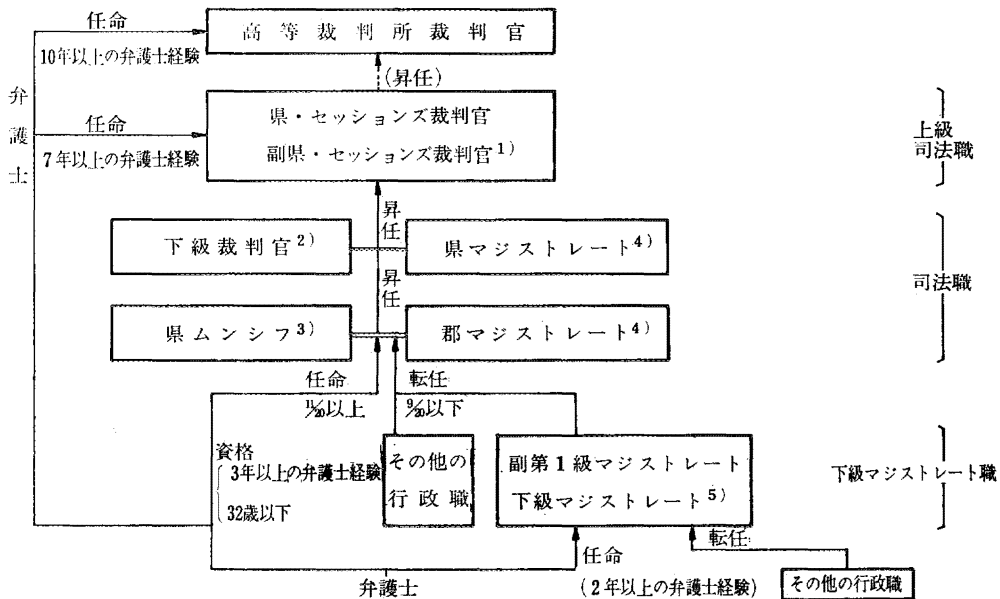
タミル・ナードの規則では、最下級の裁判官である県ムンシフの任命については、弁護士からの直接任命の方法と、高裁の副レジストラ補、法廷書記、通訳、および速記官、県裁判所、および下級裁判所の首席書記、シュリスタダール (Sarishtadar) などの裁判所事務官ならびに下級マジストレート

職の副マジストレート (Sub-Magistrate) および副第1級マジストレート (Additional 1st Class Magistrate) などの他、州法務省の下級公務員からの転任 (transfer) による任命を認めている(注12)。もっとも弁護士からの直接任命は各20の任命のうち11以上を占めるものとされている。

いずれの任命も、州公務委員会が知事が必要と考える試験にもとづいて任命適格者のリストを作成する。このリストに記載された者は、承認候補者 (Approved Candidate) として有給で6カ月間の訓練期間に入る。

弁護士からの直接任命の場合には、その年齢制

第6図 南インド型の下位裁判官の任命と昇任 (タミル・ナードの例)



(注) 1) この県・セッションズ裁判官および副県・セッションズ裁判官という上級司法職は、市民裁判所首席裁判官、同副裁判官、管区マジストレートおよび少額訴訟裁判所首席裁判官を含む。

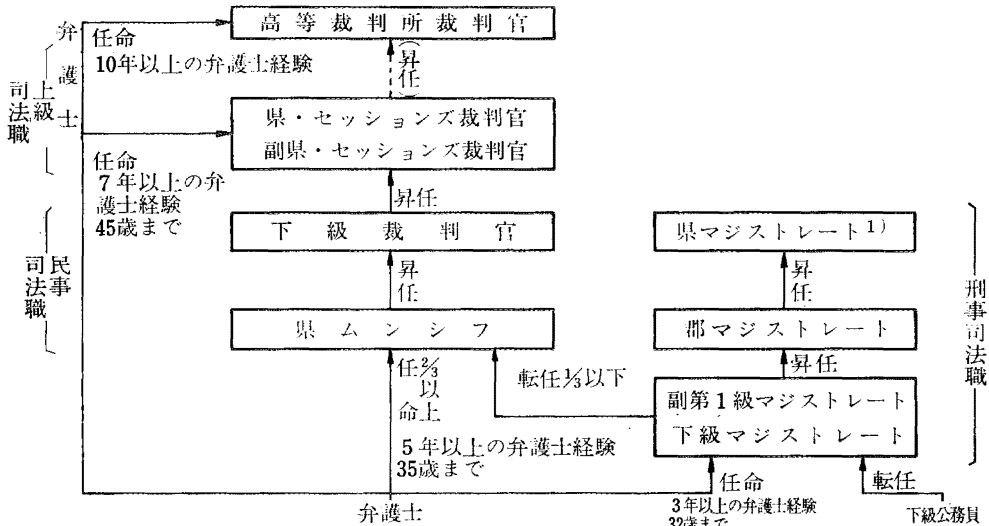
2) 下級裁判官クラスは、市民裁判所裁判官補、少額裁判所裁判官、第2級、第3級の首席管区マジストレートを含む。

3) 県ムンシフ・クラスの裁判官として管区マジストレートがある。

4) 県マジストレート (District Magistrate)、郡マジストレート (Sub-Divisional Magistrate) は調査時点では、そのように呼称されていたが、現在では各々首席司法マジストレート、および司法マジストレートとされていると推測される。

5) アーンドラ・プラデーシュでは、タミル・ナードの「下級マジストレート職」(Subordinate Magisterial Service) は、司法職中に含まれている。

第7図 南インド型の下位裁判官の任命と昇任（ケーララの例）



(注) 1) 調査時点では、県マジストレートは刑事司法職の頂点にあるが、県裁判官に昇任されることはない。そして県裁判官の行政上の監督に服するということであった。

限は32歳未満であり、3年以上の弁護士経験を要求されている。転任による任命の場合は45歳未満であるが、法学士である必要はなく、一般の学士(B. A, B. Sc, B. Com.)で十分である。いずれの場合もタミル語の知識を資格要件に加えている。

これらの公開競争(open competition) (注13)による任命の他に、指定カーストおよび指定部族に16%、後進階級(Backward Class)に25%、計41%の職をこれらの層に留保しているのもこの州の特徴である。

この承認候補者は、県ムンシフの欠員のあり次第知事によりうへの留保数にしたがって任命される。この任命順序は規則に詳しく定められている。

このようにして任命された県ムンシフは、2年間の試備期間に入り、高裁の監督下で裁判官として活動するが、その期間に行政職のための会計試験およびタミルの試験に合格しなければならない。この期間を無事に終えると高裁は、試備期間の終了を宣言し、これによりかれは、完全な意味で

の県ムンシフとなる。したがってタミル・ナードの場合、実質的な意味での任命権者は州知事ではなく、高裁であるところが、ほかの州と区別される。

アーンドラ・プラデーシュの場合には、タミル・ナードでは州司法職に含まれていない下級マジストレート職をも州司法職に含めている点を除けば、タミル・ナードと同じであると考えてよい。

ケーララは1973年まで直接任命の要件を5年以上の弁護士経験とし年齢制限を35歳未満としている点を除けば、タミル・ナードと同じであったが、同年司法職に参入を認められていた下級マジストレートが、とくに県ムンシフの兼任する郡マジストレート(Sub-Divisional Magistrate)に参入する機会の限られていることが問題となり、県レベルの司法職を民事司法職(Civil Judicial Service)と刑事司法職(Criminal Judicial Service)に分離した。これにより、県ムンシフは従来通りの任命方法によるが、郡マジストレートと兼任できなくなり、郡マジストレートは、下級マジストレートからの昇任

により任命されることとなった。またこの結果として下級裁判官は県マジストレートに任命されることはなくなり、この職はもっぱら郡マジストレートからの昇任により埋められることとなった。

タミル・ナード、ケーララの下位裁判官の任命・昇任のチャートを示せば第6図、第7図のとおりである。

2. 州司法職内での訓練および昇任

このようにして任命されたムンシフ・クラスの裁判官は、すでに述べたように、高裁の監督下においてだいたい2年間の試傭期間に服する。この期間中は、これらの裁判官は完全な意味での州司法職公務員とはみなされず、一般の州司法職公務員に与えられている身分保障を享受していない。したがってこの期間中は知事あるいは高裁は、十分に適式な手続を経ずに、これらの裁判官の罷免あるいは正式な任命の拒否を行なうことができるといわれている。

またこの期間中に一定の訓練がなされるのがふつうである。この訓練については、タミル・ナードの規則に詳しく規定されているのでこれを紹介すると以下のとおりである。

A 地税局 (Revenue Department) での訓練

- (1) 村書記 (village karnam) および村長 (headman) のもとでのフィールド・ワークおよび村帳簿の管理を含む経常的業務——4週間。
- (2) 土地記録 (地図に関する知識を含む) の管理、書記 (karnam) および地租検査官 (Revenue Inspector) による調査原則および調査記録の管理——3週間。
- (3) 地租検査官とともに——1週間。
- (4) 下級灌漑監督官 (Minor Irrigation Overseer) のもとで灌漑規制に関する基礎原則——2

週間。

- (5) 土地記録の作成を含む査定の管理——1週間。

- (6) タルク (郡) 事務所において土地記録と政府会計書類の管理——2週間。

B 司法局 (Judicial Department) での訓練——計13週間

- (1) 記録簿 (registers) の管理および検査書類 (notes of inspection) の作成 (少なくとも訓練終了まで一通は作成すること) を含む県ムンシフ裁判所での事務的業務
- (2) 県裁判官により審理のために選択され、移送された事件についてマジストレートまたはムンシフとしての実際の裁判実務。マジストレートからの転任により任命された者は民事事件についてのみ。

U. P. の場合、ムンシフとしての裁判を行なう前に4～6週間、第1級マジストレートに任命される前に3週間の実務訓練が行なわれる旨報告されている^(注14)。

この訓練が、タミル・ナードの場合を除き不十分であることは法律委員会の第14次報告書でも指摘されているが^(注15)、現在でもこのことはそれほど改善されていないといわれる。各州において任命当時はムンシフ裁判官として県裁判官の監督下において裁判を行なうが、刑事裁判官としてはすでにマジストレートの経験を有している者を除いて当初第2級マジストレートに任命され、6カ月ないし1年間同マジストレートとしてその管轄権を行使した後に、第1級マジストレートに任命されているようである。

先に述べたように、これらの裁判官は知事による任命後は、ほぼすべての事項について高裁の監督下に服するが、具体的には県裁判官がこれらの

裁判官の処理件数、勤務成績などについて定期的に高裁に報告するという方法によりなされている。

任命後だいたい10～15年でムンシフは、下級裁判官に昇任するのがふつうである。この昇任は、高裁の専権事項とされており、規則上在任期間と勤務成績により決定されるとされているが、実際においてはすべての州で一般に下級裁判官に欠員のあり次第ムンシフまたは第1級司法マジストレーターの最古参が昇任されるといわれている。

先述のとおり下級裁判官は刑事裁判官としてはセッションズ裁判官補とされているが、この裁判官に任命される前に県・セッションズ裁判官のもとで刑事裁判官としての訓練をうけるのがふつうである。

また下級裁判官のクラスのシニアは、刑事訴訟法上の県レベルの司法マジストレート職の責任者でもある首席司法マジストレートに任命される。

なお先に述べたように、ボンベイ型の州においては一定の下級裁判官は弁護士から直接に任命される。

このムンシフ、下級裁判官は、高裁の監督下においてその資格にもとづいて管轄権を行使するが、高裁や県裁判所の事務官 (officer) や州政府の法務省さらに州レベルの準司法機関に出向して州レベルの法律行政の一画を担うのである。

この司法職の俸給は、各州の規則により定められる。高裁裁判官の場合とは異なり、昇給制であり、一般に州行政職公務員と同じとされている。1973年2月におけるデリーの給与スケールは、初任給は400ルピーであり、4年間毎年昇給して500ルピーへ、その後毎年一定額ずつ昇給し、計17年の勤務を経て900ルピーに昇給する。その後はセレクトジョン・グレードとされ、司法職の最高給与

は1250ルピーであった^(注16)。

3. 州上級司法職

「州上級司法職」(State Higher Judicial Service)は、かつての高等文官職(司法)および州公務員職(司法)の上級部分に代えて独立後に設けられたもので、州下位裁判官の上層部分を構成している。

この職は県裁判官を中心とするが、副県裁判官を含み、かつての3管区都市の市民事裁判所裁判官、小額裁判所首席裁判官および首席管区マジストレートもこのクラスとされる他、西ベンガル、オリッサなどでは首席司法マジストレートもこのランクとされる。また1973年刑事訴訟法により設けられた首席大都市マジストレートもこの職に属する。さらにU. P., マハーラーシュトラ, グジャラートなどでは、民事・副セッションズ裁判官 (Civil & Additional Sessions Judge) および裁判官補 (Assistant Judge) がこの職の最下級におかれている。

この上級司法職への任命は、憲法により、(1)州司法職からの昇任による任命、(2)7年以上の経験を有する弁護士からの直接任命に分かれる。いずれも、形式上は知事はその任命権を有しているが、司法職の任命の場合とは異なり、州公務員委員会はこれには関与せず、一般に高裁がその手続を主催する。

その任命の手続については、このクラスの職に欠員が生じた場合、高裁^(注17)が司法職裁判官中またはうへの要件を満たす弁護士から適格者を選考して知事に勧告し、これにもとづいて知事が任命する。

司法職からの昇任による任命の場合には、ムンシフから下級裁判官への昇任の場合とは異なり、規則上も実際にも能力の評価が中心となるが、だ

いたい下級裁判官クラスの裁判官を5～10年務めてそのチャンスを与えられるといわれる。マハーラーシュトラ、グジャラートの場合は当初裁判官補に任命されるが、この場合46歳未満という年齢制限が課せられている。そのほかの州の場合昇任による任命については年齢の制限は存在しない。この任命に際しては、高裁は各県裁判官から意見を聴き、その勤務成績を考慮して決定し、特別の試験のようなものは行なわれない。

弁護士からの直接任命については、各応募者の中から面接によりその職にふさわしい者を選考する。この場合ほとんどの州で35歳以上45歳未満という年齢制限が付せられている。なおマハーラーシュトラとグジャラートの場合任命される最初の職は昇任による任命の場合と異なり、裁判官補ではなく県または副県裁判官である。U. P. の場合は昇任の場合と同じく民事副セッションズ裁判官である。

この昇任による任命と弁護士からの任命の比率はほとんどの州で規則中に定められており、高裁はこの比率にしたがっていずれの任命によるかを決定するが、次節にみるように昇任による方法が圧倒的に多い。

任命後1～2年間は試傭期間とされるが、この終了後は、欠員のあり次第州下位裁判官の最高の職である県・セッションズ裁判官に昇任する。この上級司法職での昇任は、シニオリティにしたがって行なわれるといわれる。もっともマハーラーシュトラとグジャラートの場合市内の下位民事裁判所の要であり、かつ上級司法職の最上級職である市民事裁判所首席裁判官^(注18)には、県・セッションズ裁判官の経験者は任命されえず、市民事裁判官のみが昇任する。この理由は管区都市の司法手続の特殊性によるものと考えられ、そのほとん

どが弁護士から直接任命された裁判官から任命されるといわれる。

この上級司法職裁判官は、県・セッションズ裁判官として県レベルの司法の中枢を占めるばかりでなく、種々の司法行政分野に参加する。第1に高裁の事務局長ともいべき「レジストラー」(Registrar) および「副レジストラー」(Additional Registrar)^(注19)には県裁判官レベルの裁判官が任命され、高裁として下位裁判官の汚職などを監督する監察官 (Inspecting Officer) にもこの職の裁判官が任命される。このようにしてかれらは、県レベルばかりでなく、高裁の行政・監督部門においても首席裁判官の指示のもとに活動している。

第2に一般に、かれらは、州政府の法務長官 (Judicial Secretary to the State Government) に任命され、州政府の立法および司法行政の中枢に関与している。

第3に中央および州レベルの各種の委員会や審判所という準司法機関に派遣され、その主要な構成員として活動している。

かれらの俸給は、その歴史的格から、インド行政職の公務員と同等とされており、デリーの場合900ルピーから2750ルピーである^(注20)。

このようにしてかれらは、州司法の最上層に位置し、残された道は定年(一般に58歳とされる)で退官するか、その前にチャンスをつかみ、高裁裁判官に任命されるかになる。(つづく)

(注1) この節の記述は、筆者の海外派遣中(1972年7月～74年6月)に行なった各州高裁でのヒアリングのノート、入手しえた資料をもとにしている。

(注2) 筆者の入手または参照しえた上級司法職および司法職に関する規則は以下のとおりである。(入手または参照順)

Rajasthan; The Rajasthan Higher Judicial Service Rules, 1969.

The Rajasthan Judicial Service Rules, 1955.

Gujarat; The Gujarat Judicial Service Rules, 1961.
 Maharashtra; The Bombay Judicial Service Recruitment Rules, 1956.
 Goa etc.; The Goa, Daman and Diu Civil Service (Judicial Branch) Rules.
 Delhi; The Delhi Higher Judicial Service Rules, 1970.
 The Delhi Judicial Service Rules, 1970.
 Punjab, Haryana; The Punjab Civil Service (Judicial Branch) Rules.
 H. P.; The Himachal Pradesh Judicial Service Rules, 1973.
 Jammu & Kashmir; The J & K Civil Service (Judicial) Recruitment Rules, 1967.
 Karnataka; The Mysore Munsiffs (Recruitment) Rules, 1958.
 The Mysore (Karnataka) Civil Judges (Recruitment) Rules, 1966.
 The Mysore (Karnataka) District Judges (Recruitment) Rules, 1962.
 Kerala; The Kerala State Higher Judicial Service Rules.
 The Kerala Civil Judicial Service Rules, 1973.
 The Kerala Criminal Judicial Service Rules, 1973.
 Tamil Nadu; The Madras State Higher Judicial Service Rules.
 The Madras State Judicial Service Rules, 1955.
 The Madras Subordinate Magisterial Service Rules, 1954.
 U. P.; The Uttar Pradesh Higher Judicial Service Rules, 1953.
 The Uttar Pradesh Civil Service (Judicial Service) Rules, 1951.
 Bihar; The Bihar Superior Judicial Rules, 1946.
 The Bihar Civil Service (Judicial Branch) (Recruitment) Rules, 1955.
 W. B.; The West Bengal Higher Judicial Service (Direct Recruitment) Rules, 1956.
 The West Bengal Civil Service (Judicial) Recruitment Rules.
 Orissa; The Orissa Superior Judicial Service Rules, 1947.
 The Orissa Judicial Service Rules, 1964.

A. P.; The Andhra Pradesh Higher Judicial Service Rules, 1959.

The Andhra Pradesh State Judicial Service Rules, 1962.

(注3) インドでは、アメリカと同じく大学法学部ないし法科大学への入学資格は、学士号(B. A, B. Sc, B. Com)を取得していることを要件としている。この大学の法学教育については、Agrawala, S. K. ed., *Legal Education in India, Problems and Perspectives*, Bombay, Tripathi, 1973 参照のこと。

(注4) Advocate Act, 1961, S. 24. もっとも弁護士会(Bar Council)は、弁護士資格を与える大学を承認し、その目的のために各大学を調査する権限を有するとされている(Advocate Act, 1961, S. 7).

(注5) 各州の年齢制限は、デリーでは21~27歳、U. P. では22~27歳、ビハールでは25~29歳、ヒマール・ブラデーシュでは21~27歳、オリッサでは22~27歳、西ベンガルでは21~27歳、ラージャスタンとジャンム・カシミールでは32歳未満とされている。ちなみに法学部の一般の卒業年齢は21歳である。

(注6) 試験が筆記試験と口述試験に分かれていること、および筆記試験が(1)英語、(2)州公用語、(3)実体法、(4)手続法からなっていることは、だいたいすべての州で同一である。法律委員会第14次報告書は、試験の重点を法の知識を暗記するというのではなく、所与の事実に対する法の適用におくべきこと、すなわちケース・メソッドが採用されるべきであるとしている。Law Commission of India, *14th Report* :..., pp. 175-176. 入手しえたパンジャープの Punjab Public Service Commission, *Punjab Civil Service (Judicial Branch) Examination*, June 1971. によれば、ケースの検討がかなりある。

(注7) この委員会は、(1)高裁の首席裁判官またはかれの派遣する者、(2)高裁首席裁判官の指名する2名の高裁裁判官、(3)首席長官(Chief Secretary)、(4)デリー行政官(Administrator)の指名する1名の長官(Secretary)により構成され、高裁のレジストラが事務局長を務める。

(注8) パンジャープで入手しえた資料では、1971年の採用者の年齢は、25~35歳であり、平均年齢は27.5歳であった。ほかの州でも弁護士のほか一定の職業を経験している者が圧倒的に多く、大学卒業後直接にこの職に任命される例は稀であると聞いた。

(注9) この理由は、受験者はすでに弁護士であり、十分な法律知識を有していることを前提にしている。もっとも法律委員会は、この前提に疑問を呈示し、競争試験(筆記試験を含む)の方を選好している。Law Commission of India, *14th Report*:....., pp. 174-175.

(注10) 法律委員会第14次報告書では、多くの州では司法職の任命については高裁が支配的な発言権を認められていると述べているが、これらの州において実体はどうか不明である。いずれにせよ同報告書は高裁がこの任命に際してより積極的な役割を果たすことを勧告している。Law Commission of India, *14th Report*:....., pp. 173-174.

(注11) グジャラート州の規則ではアーメダバード少額訴訟裁判所裁判官の任命は、マハーラーシュトラと若干異なり、(1)高裁による昇任、(2)高裁の勧告にもとづき弁護士からの直接任命、(3)州公務委員会の民事裁判官および弁護士中から面接による直接任命の3類型に分けられ、原則として各々3分の1ずつがこの方法により任命される。

(注12) 法律委員会は、このような他の公務員職(裁判所職員)からの昇任による任命の留保については批判的である。Law Commission of India, *14th Report*:....., pp. 177-178.

(注13) この公開競争が北インド型にみられるような筆記試験を含む厳格な競争試験を意味するのかそれともボンベイ型にみられるように単なる面接だけなのかは不明である。1958年段階で面接のみの州としてアーンドラ・プラデーシュ、ボンベイ(当時)、ケーララ、マディヤ・プラデーシュ、マドラス(当時)およびオリッサをあげている。Law Commission of India, *14th Report*:....., p. 170. しかし、たとえばアーンドラ・プラデーシュ州では現在では、規則上競争試験を採用している。

(注14) The State Government of U. P., *Report on the Administration of Justice in the State of Uttar Pradesh, for the Year 1970*, p. 60.

(注15) 法律委員会は、少なくとも6カ月~1年の訓練期間が必要であるとしている。Law Commission of India, *14th Report*:....., p. 181.

(注16) 弁護士としての開業期間がこれに加算される。1973年の初めのインド法律研究所(Indian Law Institute)の研究員(Research Associate)一法学修士

(L. L. M)の初任給がデリー大学の講師と同じとされ月額400ルピー(Rs.)であったことから考えれば、それほど低いとはいえない。なお1973年末に行なったタミル・ナードの調査では、ムンシフの場合Rs. 575-(25)-600-(40)-1000, 下級裁判官の場合Rs. 850-(50)-1250とされている(いずれもルピー、括弧内は1年間の昇給額)。1973年中旬に公務員給与の改定があったためにかかなり高くなっている。

(注17) デリーの場合、高等裁判所裁判官と政府法務長官により構成される委員会が一切の任命の選考を行なう。この法務長官は各州において県裁判官レベルの上級司法職が任命されている。

(注18) この市民裁判所首席裁判官は、高裁判判官に昇任されるチャンスがもっとも大きい。

(注19) この官職をあえて訳せば、「事務局長」となろう。高裁の事務の責任者であり、首席裁判官またはかれの任命する行政担当裁判官(Administrating Judge)のもとで各県裁判所との連絡および裁判所職員の監督を行なう。また高裁の裁判官会議の事務局長でもあり、州司法行政の中核に関与している。かつてはこの職は県裁判官レベルの高等文官職により独占されていた。現在でも市民裁判所首席裁判官と並んで上級司法職中もっとも高裁判判官に近い職であるといわれる。

(注20) もっともその昇任年齢を考えると、その俸給はインド行政職にくらべると低くなる。詳しくは、Rs. 900-(50)-1000-(60)-1600-(50)-1800。セレクトショ・グレードRs. 1800-(100)-2000。スーパータイム・スケール(Supertime Scale) Rs. 2500-(125/2)-2750である。これは1973年2月のスケールであり、同年の改訂版については、タミル・ナードの場合Rs. 1300-(50)-1400-(75)-100-2000。さらにセレクトション・グレードとしてRs. 2000-(125)-2250である。

(経済協力調査室)